

## 笠岡市カブトガニ公認デザイン使用要領

### (目的)

第1条 この要領は、笠岡市が指定するカブトガニデザインの適正な使用を図り、カブトガニをシンボルとしたまちづくりを推進するとともに、地域内経済の循環につなげることを目的とする。

### (デザインの位置付け)

第2条 笠岡市カブトガニ公認デザイン（以下「デザイン」という。）は、笠岡市及び笠岡市立カブトガニ博物館が管理するデザインとする。デザインは、市の許可を受けた商品に限り使用できる。

### (使用対象)

第3条 デザインを使用できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 商品開発や製造、販売等に取り組む者（個人・事業者どちらも含む。）
- (2) その他市長が適当と認める者

### (使用申請)

第4条 デザインを使用しようとする者は、所定のカブトガニ公認デザイン使用許可申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、笠岡市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 公認デザインの使用内容がわかる資料（現物・写真・イメージ図）
- (2) 企業・団体等の概要がわかるもの（パンフレット等）

※個人の場合はプロフィールや活動がわかるもの

### (使用許可)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、デザインの使用を許可するものとする。

- (1) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) カブトガニ及び笠岡市の正しい理解の妨げになる、又は妨げになるおそれのあるとき。
- (3) デザインを正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しないおそれのあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (6) 商品説明等において、笠岡市及びカブトガニとの関連性を明示できないとき。

- (7) 安全性及び品質が確保されていないとき。
- (8) その他、市長がデザインの使用について不相当と認めたとき。

2 前項の許可は、カブトガニ公認デザイン使用（変更）許可書（様式第2号）をもって行うものとする。

（使用料）

第6条 使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第7条 デザインを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された内容により使用し、市長の指示する条件に従うこと。
- (2) 許可を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 市が提供する公式データのみを使用し、定められた色、形等を正しく使用すること。
- (4) デザインの変形、縦横比の変更、他のロゴとの一体化等を行わないこと。
- (5) 許可を受けた商品以外に使用しないこと。
- (6) 可能な限り、商品パッケージ、タグ等には「 笠岡市カブトガニ公認デザイン」の表記をデザインに合わせて適正に付すこと。
- (7) 可能な限り「笠岡市カブトガニ公認デザイン使用商品」等の文言を併記すること。
- (8) 許可にかかる商品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができるものとする。

（許可内容の変更申請）

第8条 デザインの使用許可を受けた者が、許可された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、カブトガニ公認デザイン使用許可変更申請書（様式第3号）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可は、カブトガニ公認デザイン使用（変更）許可書（様式第2号）をもって行う。
- 3 変更申請の許可後についても、前条を遵守しなければならない。

（使用許可の取消し）

第9条 市長は、デザインの使用がこの要領及び許可の内容に違反していると認められるときは、当該デザインの使用許可を取り消し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。この場合、使用許可を受けた者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

- 2 前項の許可の取消しは、カブトガニ公認デザイン使用許可取消書（様式第4号）をも

って行うものとし、使用許可を受けた者は、許可を取り消された日から使用することはできないものとする。

- 3 市長は、使用許可を受けた者にデザインの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

#### (使用の期間)

第10条 デザインの使用許可期間は、3年以内とし、更新する場合は再申請によるものとする。

#### (使用の非独占性等)

第11条 この要領による使用許可は、使用許可を受けた者が自己の商標や意匠とするなど、独占してデザインを使用する権利を付与するものではなく、また、商品、使用者等について市の推奨を行うものではない。

#### (損失補償等の責任)

第12条 市はデザインの使用を許可したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 使用許可を受けた者は、デザインを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- 3 使用許可を受けた者は、デザインの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

#### (使用要領の変更)

第13条 市は、必要と判断する場合、この要領をいつでも変更することができる。変更後の要領は、笠岡市ウェブサイト内の適宜の場所に掲示された時点からその効力を生じるものとする。なお、変更後もデザインを使用し続けることにより、変更後の要領に同意したものとみなす。